

■今宿姪浜線における運行ルート変更について

<目的>

当該路線は、今宿野外活動センターから今宿駅を経て、姪浜駅に至る路線であるが、今宿駅付近の一部区間において、歩行者や車両が輻輳しており、また交通量に比べて車道幅員が狭小であることから、安全運行に課題がある。地域、交通事業者より路線バスの安全運行に対する要望があることから運行ルートの変更について諮るもの。

なお、今回のルート変更は、バス停間の一部区間のみであるため、通過バス停、ダイヤに変更はない。

<議決事項>

運行ルートの変更

<ルート変更 概要>

別紙 1, 2

<路線概要>

(休廃止申し出の経緯)

- 平成17年10月に昭和自動車(株)が西区を走る6路線の休廃止申し出
→ 休廃止された場合、西区今宿上ノ原等で新たに公共交通空白地が生じる。
- 地域、事業者、市による協議会を開催し、運行内容、利用促進策について協議。
- 複数の廃止路線を統合した形の路線を新設し、新規事業者(タクシー事業者)を選定。
- 全日の運行経費を補助対象とし、経費と収入の差額を地域・市が支援。

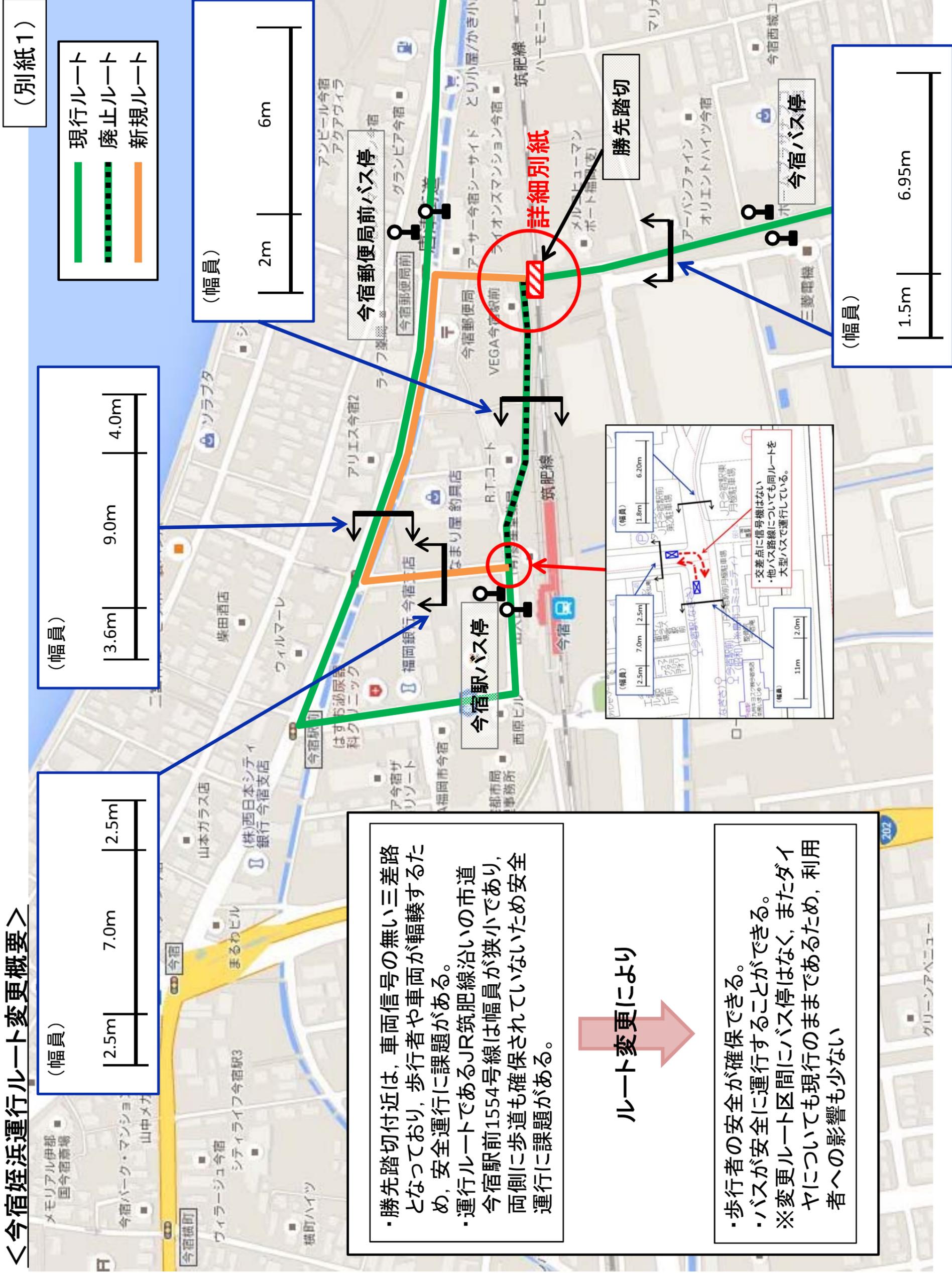
(路線図)



<運行内容>

休廃止申し出時		現在	
運行事業者	昭和自動車(株)	運行事業者	(株) 姪浜タクシー
路線	今宿野外活動センター ~ 今宿 今宿野外活動センター ~ 今宿 ~ 野北 姪浜 ~ 今宿 ~ 前原	路線	今宿野外活動センター ~ 今宿駅前 ~ 姪浜駅北口 (約10km)
車両	中型バス	車両・乗務員	マイクロバス1台・乗務員2人
運行時間帯	始発 7:40 (今宿野外活動センター発) 最終 18:12 (今宿発)	運行時間帯	始発 7:10 (今宿野外活動センター発) 最終 18:40 (姪浜駅北口発)
運行本数・利用者数	平日 11.5 往復・47人/日 土曜日 11.0 往復・46人/日 日祝日 11.0 往復・35人/日	運行本数・利用者数 (26年度)	平日 10.0 往復・112人/日 土曜日 8.0 往復・70人/日 日祝日 8.0 往復・63人/日

<今宿姪浜運行ルート変更概要>



(別紙1)

- 現行ルート
- 廃止ルート
- 新規ルート

(幅員)

(幅員)

(幅員)

・勝先踏切付近は、車両信号の無い三差路となっており、歩行者や車両が輻輳するため、安全運行に課題がある。

・運行ルートであるJR筑肥線沿いの市道今宿駅前1554号線は幅員が狭小であり、両側に歩道も確保されていないため安全運行に課題がある。

ルート変更により

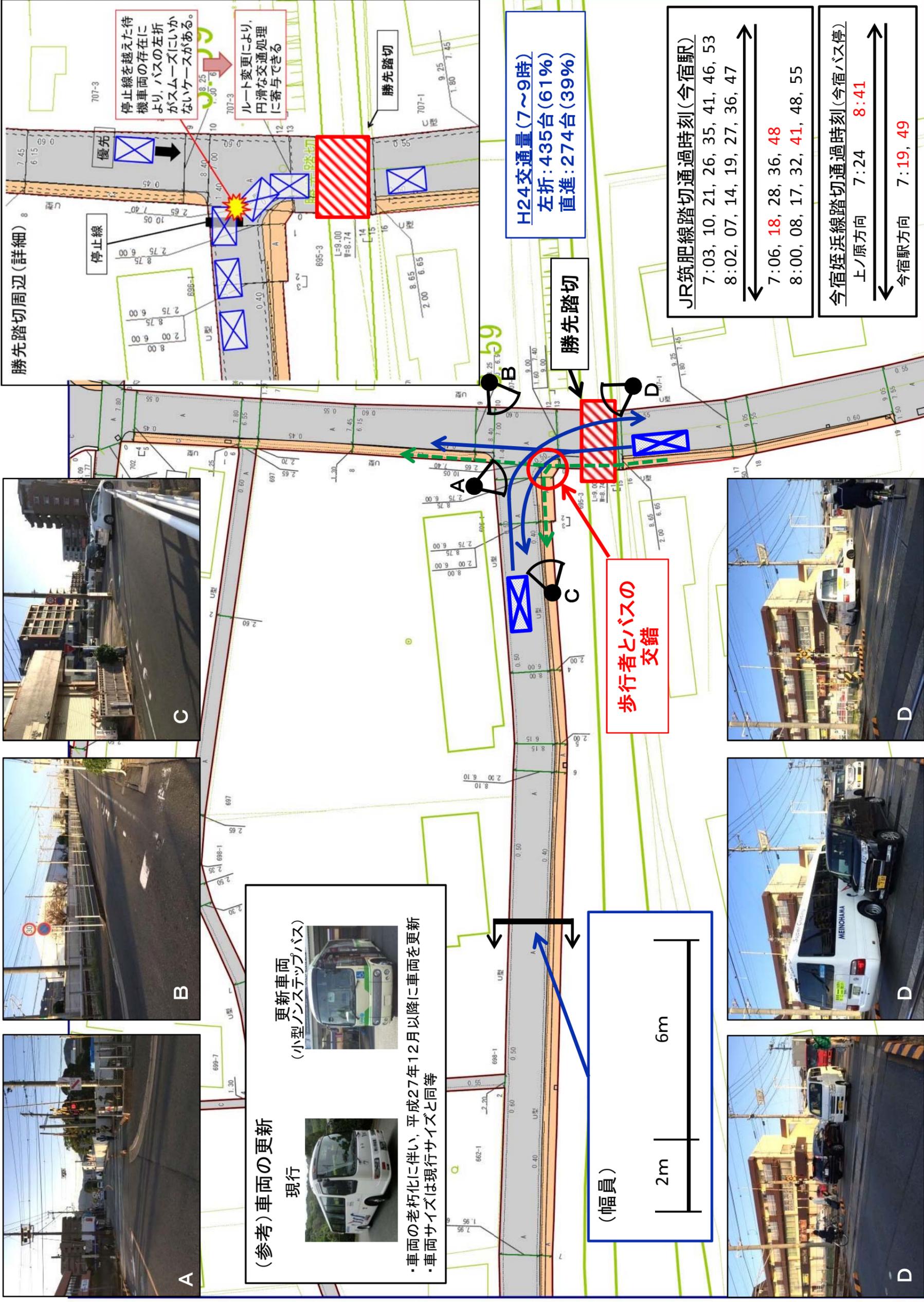
・歩行者の安全が確保できる。

・バスが安全に運行することができる。

※変更ルート区間にバス停はなく、またダイヤについても現行のままであるため、利用者への影響も少ない

＜10/26(月) 7:20～8:00の勝先踏切の交通状況＞

(別紙2)



福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとするすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。